諮問第31号

第1 審査会の結論

和歌山県知事(以下「実施機関」という。)は、本件異議申立ての対象となった「延滞貸付先状況表」、「中小企業高度化資金貸付事業に係る債権の償却について」、「中小企業高度化資金返済に係る催告書の送付について」及び「中小企業高度化資金貸付に係る平成7年度債権償却について」(以下「本件公文書」という。)については、別紙1に示す異議申立ての対象となった部分を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対し平成14年8月7日、「中小企業高度化資金貸付にかかわる中小企業総合事業団がすでに償却済みの協業組合にかかわる交渉経過に関する文書類。1993年度以降。」について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1の開示請求に対して、本件公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を別紙2のように記載して、 平成14年8月22日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成14年9月11日に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、 実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨は、「異議申立てに係る処分のうち条例第7条第 3号該当により開示しないこととなった部分を取り消す、との決定を 求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審査会における意見及び 説明の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおり である。

- (1) 中小企業高度化資金貸付事業について
 - ア 和歌山県での中小企業高度化資金の返還の悪さ、滞納率の高さは、まさに異常としかいいようがない。13年度末では、54組合に301億円が貸し付けられ、滞納している組合が32組合、滞納額は107億円にのぼっている。貸付額の3分の1以上が焦げついているような融資制度が他にあるとは考えられない。その大きな部分が同和関連組合である。和歌山県が長年行った同和対策事業の負の部分として、実態の究明と是正が必要と考えられる分野である。
 - イ すでに破綻が明確となった組合からは、融資の返済がおこなわれる可能性は極めて低く、そうした事態に至った経緯、理由等を知るためには、融資実行にいたる経緯、審査の状況、滞納にたいする対応などを知ることが必要と考えている。
 - ウ 今般、和歌山県包括外部監査人から提出された『平成14年度 包括外部監査結果報告書「和歌山県商工労働部における補助金交 付及び貸付金の執行状況、管理状況に関する事項」』においても 次のように指摘されている。「事業を継続し、必要な融資を実施 していくには、貸付資金の財源が県民からの税金を中心としてい る以上、今後債権回収の見込みのない回収困難な債権について県

民の理解を求めることが必要であり、この説明責任を果たすことなく、貸付金事業を継続して実施していくことはできないと考える。したがって、徴収停止処理のみでは十分とは言えず、今後、議会承認を経て不能欠損処理を行っていくことが事業継続のためには必要であると考える。」この意味からも、是非開示をお願いしたいと考えている。

- (2) 条例第7条第3号アの該当性について
 - ア すでに破綻が明白な組合の「正当な利益を害するおそれがある」 との理由での非開示処分は承服できない。事実上存在しない組合 の利益と、公費の支出の適否を県民の前に明らかにする公益性を 考慮すれば、非開示処分には合理的な理由は存在しないと考える。
 - イ 事業活動を行っていない組合の名称が明らかになることが、当 該組合にとって不利益になるとはおよそ考えられない。
 - ウ 実施機関は、破産等法的手続きにいたっていない法人にも再建 する可能性があるとして再建するか、破産等の法的手続きに入る かの選択権があると主張するが、そんな選択権は正当な利益では ない。

この組合は工場等の施設は競売され、法人格は残っているとしても、事業体としての実態はない。再建の可能性があれば、競売にいたる前に再建していると考えるのが自然であり、再建の可能性があるというなら、その根拠を示されたい。

エ 競売による返済以外にこの組合からの返済がなく、1円の返済 もおこなっていない組合が正常な企業活動を展開したとは考えら れず、このような組合については、法人名などを開示するととも に、このような事態を招くにいたった融資にかかわる事業の全容 を明らかにしていくことが、県の「説明する責務」を果たすこと につながるものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する部分開示処分理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

条例第7条第3号アの該当性について

- (1) 本件公文書には、貸付先名、貸付年度、住所等が記載されており、 これらを開示することにより、特定の法人が識別されるため、法人 の正当な利益が損なわれることになる。
- (2) 当該法人は工場等の施設など資産は既に競売されているものの、 法人格は存続しており、再建する可能性があると考えられる。今後 再建するか、また破産等法的手続きに進むのか等については法人が イニシアティブをとって自ら判断して進めていくことができる利益 があると考えられ、このような正当な利益が損なわれるおそれがあ る。
- (3) 廃業した法人についても憲法第13条の一般的基本権に含まれる 名誉権及びプライバシーの権利を享有していると考えられる。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書の部分開示決定のうち異議申立ての対象となる部分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、中小企業総合事業団(以下「事業団」という。)と 県の融資事業である和歌山県中小企業高度化資金貸付事業に関する公 文書であって、事業団が貸付債権の回収見込みがないとして、当該債 権回収不能額を貸借対照表から減額する経理上の処理を行った貸付先 (以下「本件法人」という。)に関する次に掲げる公文書である。

- (1) 実施機関において延滞貸付先の概要をまとめた文書である「延滞貸付先状況表」
- (2) 実施機関が事業団に対して債権の償却認定申請を行うための起案 文書である「中小企業高度化資金貸付事業に係る債権の償却について」
- (3) 実施機関が連帯保証人に対して残債の債務の履行を求める催告書を送付するための起案文書である「中小企業高度化資金返済に係る催告書の送付について」
- (4) 事業団から実施機関に対する債権償却を行った旨の通知文の供覧 文書である「中小企業高度化資金貸付に係る平成7年度債権償却に ついて」
- 2 異議申立ての対象となる部分について 本件異議申立ての対象となる部分は、異議申立ての趣旨から実施機 関が条例第7条第3号に該当するとして開示しないこととした部分で ある。
- 3 条例第7条第3号アの該当性について
- (1) 条例第7条第3号アは、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を 害するおそれがあるものについては、原則として開示しないことと する旨規定している。
- (2) なお、本規定は、他の非開示条項と同様に条例の基本理念である「原則公開」に対する例外規定であり、このことは、条例の前文及び第1条における説明責任の規定、第7条本文の規定から明らかである。従って、本規定の解釈、適用に当たっては、厳格かつ抑制的

でなければならず、単に当該事業活動に何らかの不利益が生じるお それがあるというだけでは足りず、権利、競争上の地位その他正当 な利益の損なわれることが具体性をもって、かつ客観的に明白に認 められる場合でなければならない。

まして、本件の場合、中小企業高度化資金貸付金は、県民の税金等による公的資金を財源とするものであり、しかも、貸付金額は多額であり、さらに、その延滞の状況は、延滞が発生してから長期間が経過し、貸付金の大部分が未返済である。このような延滞債権の実態については、当然県民の関心が高く、本来、実施機関が自らその透明性を高め、能動的に説明責任を果たすべき性質のものであり、本規定の解釈、適用に当たっては、より一層、厳格かつ抑制的でなければならない。

- (3) 実施機関は、開示しない部分が開示されることにより、特定の法人が識別されるため、法人の正当な利益が損なわれると主張する。確かに、事業を営む者、あるいは事業を営む予定がある者にとっては、借入金に関する情報は、その事業活動を行う上で他人には知られたくない内部管理に関する情報であり、誰に対して明らかにするかは、事業を営む者自らが選択すべきものであり、その同意なくしてこれを開示することは、当該事業を営む者の利益を害し、公正な企業間の競争秩序維持の妨げとなるおそれがあると認められる場合がある。
- (4) しかしながら、本件法人については、実施機関の説明によると、 昭和59年から休業し、昭和61年に倒産、以後事業活動を営んで いないものであり、さらに、当該貸付金に係る土地、建物及び設備 は昭和63年に競売され、資力、資金調達力に乏しく、再建の計画 もないとのことである。これらのことから、法人格がある限り、今

- 後、事業活動を営む可能性が全くないとはいえないものの、(3)で述べたような法人の正当な利益を害する事由が現実に発生する可能性は極めて低いものであり、法的保護に値するものとは認められない。
- (5) また、実施機関は、「破産等法的な手続きに至っていない法人については、法人格は存続しており、再建する可能性があり、再建するか、法的手続きに進むのか等については法人がイニシアティブをとって自ら判断して進めていくことができる利益がある。」、「廃業した法人についても、憲法第13条の一般的基本権に含まれる名誉権及びプライバシーの権利などを享有しているものと考えられる。」と主張するが、抽象的な権利、利益として、それらが存在しうることは否定し得ないものの、それらがどのように損なわれるかといった具体的な主張がされていないし、これを客観的に認めることのできる資料もない。
- (6) 従って、以上のことを考え合わせた場合、異議申立ての対象となった部分の条例第7条第3号アの該当性は否定されざるを得ない。
- 4 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

年	月 日	審査の経過
平成14年	9月24日	諮問(実施機関)
平成14年1	0月22日	実施機関からの理由説明書を受理
平成14年1	2月 2日	異議申立人からの意見書を受理
平成14年1	2月17日	審議
平成 1 5 年	1月28日	実施機関からの意見及び説明聴取
平成 1 5 年	2月21日	異議申立人からの意見及び説明聴取
平成 1 5 年	3月11日	審議

公文書の名称等		異議申立ての対象となった部分
延滞貸付先状況表		貸付年度、貸付先名、償還開始日、公正証書、貸付年月日、住所、償還満了日、代表者名、資金種類、事業内容、団証券番号の欄
		担保状況欄中担保物件である土地・建物の 所在、設備の内容
		現在までの経緯欄中貸付先の休業年月及び 競売開始決定年月日
	トロップ	
	伺い文書	貸付先名
	償却メリット文書	貸付先名
	中小企業高度化資金貸付事業に係る債 権の償却の認定について(申請)(案)	貸付先名
	不良債権報告書(案)	貸付の相手方、貸付年度、資金種類の欄
	不良債権明細表	資金種類、最終期限、貸付先名(代表者名 を含む) 住所の欄
		業況ならびに取引状況欄(事業閉鎖年月含む)中事業閉鎖年月及び休業年月日現在までの管理状況欄中競売の開始決定年月日
	不良債権明細表の貸付返済状況別紙	貸付先名、都道府県 - 貸付先欄のうち年月日、事業団 - 都道府県欄のうち年月日及び備考欄(資金種類)
1	小企業高度化資金返済に係る催告書の送 こついて	
	伺い文書	貸付先名及び貸付年月日
	催告書(案)	公正証書年度番号及び主債務者名・住所
1 .	・ 小企業高度化資金貸付に係る平成7年度 権償却について	
	供覧文書	貸付先名
	償却通知文	貸付先名、貸付番号

部 分 開 示 又 は 非開示とする書類	左のうち開示しない部分	開示しない理由	
延滞貸付先状況表	貸付年度、貸付先名、償還 開始日、公正証書、貸付年 月日、住所、償還満了日、 代表者名、資金種類、事業 内容、団証券番号の欄	条例第7条第3号該当 法人に関する情報であって、開示することにより、 当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため。	
	担保状況欄中担保物件である土地・建物の所在、設備 の内容		
	現在までの経緯欄中貸付先 の休業年月及び競売開始決 定年月日		
	連帯保証人の氏名・住所の欄	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であ り、特定の個人が識別され、 又は識別され得る情報であ るため。	
	公正証書欄下の欄名及びその内容	条例第7条第6号イ該当事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより県の財産上の利益を害するおそれがあると認められるため。	
中小企業高度化資金貸付事業に係 る債権の償却について			
伺い文書	貸付先名	条例第7条第3号該当 法人に関する情報であっ	
償却メリット文書	貸付先名	↑ 法人に関する情報であって、開示することにより、 ・ 当該法人の正当な利益を害	
中小企業高度化資金貸付事業 に係る債権の償却の認定につ いて(申請)(案)	貸付先名	するおそれがあると認められるものであるため。	
不良債権報告書(案)	貸付の相手方、貸付年度、 資金種類の欄		
不良債権明細表	資金種類、最終期限、貸付 先名(代表者名を含む) 住所の欄		
	業況ならびに取引状況欄 (事業閉鎖年月含む)中事 業閉鎖年月及び休業年月日		

 分 開示しない理由
中競
条例第7条第2号該当個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、 又は識別され得る情報であるため。
登付 条例第7条第3号該当 法人に関する情報であって、開示することにより、 当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため。
条例第7条第2号該当 個人に関する情報であ り、特定の個人が識別され、
又は識別され得る情報であ
── るため。
名 条例第7条第3号該当 法人に関する情報であって、開示することにより、
E債 当該法人の正当な利益を害 するおそれがあると認めら れるものであるため。
条例第7条第2号該当 個人に関する情報であ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
又は識別され得る情報であるため。
条例第7条第3号該当 法人に関する情報であっ
て、開示することにより、 当該法人の正当な利益を害 するおそれがあると認めら れるものであるため。